

情報セキュリティ基本方針

社会福祉法人多治見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、市民ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき法人として情報セキュリティに取り組みます。

1 法人本部の責任

本会は、法人本部主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2 法人内体制の整備

本会は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を法人内の正式な規則として定めます。

3 職員の取組み

本会の職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4 法令及び契約上の要求事項の遵守

本会は、情報セキュリティに関わる法令、規則、規範、契約上の義務を遵守するとともに、市民の期待に応えます。

5 違反及び事故への対応

本会は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

令和5年5月8日

社会福祉法人
多治見市社会福祉協議会
会長 今 枝 寛 彦